

2018年2月28日

各 位

会 社 名 株式会社ソフィアホールディングス
代 表 者 名 代表取締役 新村 直樹
(コード番号 6942 ジャスダック)
問い合わせ先 経営企画室 浅野 茂雄
(TEL : 03-6265-3339)

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2018年2月23日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせいたしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条1項の規定に基づき、当社に対する6百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われておりますが、その後、金融庁長官から、審判手続開始決定通知書を受領しました。

これにつき、当社は、2018年2月28日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金にかかる金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実、ならびに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官へ提出することを決議いたしましたのでお知らせいたします。今後、当社は金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

このたびの事態は、当社の内部管理体制の不備によるものであり、当社は、上場企業として重大な責任を認識し、事の重大性について厳粛に受け止め、内部管理体制の強化等を通しての再発防止及び信頼回復に努めてまいります。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上